

令和2年3月

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

市民検証委員会 検証報告

事務局 草加市自治文化部みんなでまちづくり課



はじめに

みんなでまちづくり自治基本条例は、草加市の最高規範であり、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるために、2004年(平成16年)に制定されました。2000年に地方分権一括法の制定などもあり、市民が自治に強く関心を持っていた時期です。新しい公共、市民協働、ガバナンスなど、多様な主体、特にNPO法人をはじめとする市民社会組織が、身近な課題を公的な議論の場にのせて、自らのアイデアとリソース(資源)を持ち寄って解決していこうという時代でした。2020年(令和2年)現在、草加市のみならず国の政策なども、住民による地域資源の活用を当初から盛り込み、住民ワークショップやタウンミーティングなど協働型の政策及びプロセスをとるようになりました。

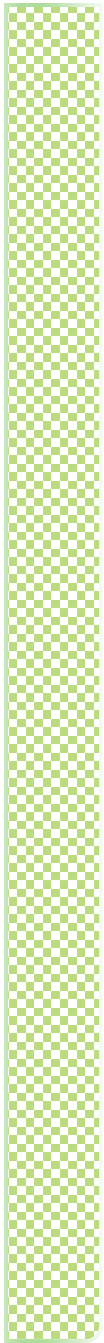
ところで、2007年にリーマンショック、2011年に東日本大震災、2012年には地域包括ケア元年など、若い世代が正規雇用に就けずに苦しむことへの対応、震災をはじめとする自然災害への対応、長寿命化の進展と家族による介護を前提としない社会への対応など、約15年の間で社会は大きく変わっています。様々な生きることへの不安と課題があるなかで、理念としての協働から、実体としての協働へ、すなわち、具体的な政策効果や効率、それにより草加市民の生活の質は向上していくのかが問われる時代になりました。

今回の市民検証委員会は、新しい仕組みの提案というよりも、初心に戻って、10年先の草加市のコミュニティはどのようになっているとよいのか。そのためにパートナーシップによるまちづくりはどのようにあるべきか。それを実現するには、自治基本条例の何が課題か、という観点で議論を進めてきました。自治基本条例は、草加市の最高規範であり、その規範力を高めるためには、もちろん議会と行政による検証が重要です。市民による検証をたたき台として、ともに手を取り、新しい時代に対応した自治基本条例へと進化・深化させていきたいと考えています。

東京大学高齢社会総合研究機構 特任講師
市民検証委員会 座長 後藤 純

もくじ

～ 本編～	・・・・・・・・・・	1
❖ 第1章 市民検証委員会	・・・・・・・・・・	2
■ 1. 検証の目的		
■ 2. 検証の位置づけ		
■ 3. 検証スケジュール		
■ 4. 市民検証委員会委員の構成		
■ 5. 市民検証委員会会議の経過		
■ 6. 市民検証委員会設置要綱		
❖ 第2章 草加市の現状	・・・・・・・・・・	5
■ 1. コミュニティを取り巻く環境		
■ 2. 地域コミュニティ		
■ 3. 多様化するコミュニティ活動		
■ 4. まちづくりに関するこれまでの主な取組		
■ 5. まちづくりに関する近年の主な取組		
❖ 第3章 市民自治の方向性	・・・・・・・・・・	7
❖ 第4章 方向性に基づく検証	・・・・・・・・・・	8
✎ 検証Ⅰ 若い世代の力を活かしたまちづくり		
✎ 検証Ⅱ 多様な世代の議論の場を活かした政策形成		
✎ 検証Ⅲ 多様な市民や組織の連携促進		
✎ 検証Ⅳ コミュニティにおける人間関係		
✎ 検証Ⅴ 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）		
✎ 検証Ⅵ 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備		
✎ 検証Ⅶ 現場創発による政策実現に向けた予算の確保		
❖ 第5章 検証結果・総論	・・・・・・・・・・	14
～ 資料編 ～	・・・・・・・・・・	15
● 人口		
● 町会・自治会		
● 市民のまちづくりへの意識		
● 審議会などの委員		
● 多様化するコミュニティ		
● 市民交流活動センターと関わる市民団体		
● みんなでまちづくり自治基本条例に基づく市の取組		



～ 本 編 ～

第1章 市民検証委員会

1. 検証の目的

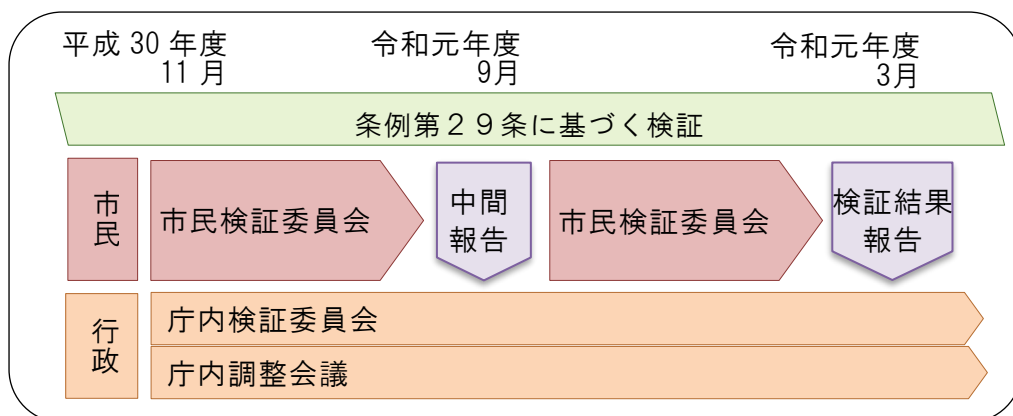
草加市みんなでまちづくり自治基本条例(以下、「本条例」という。)の理念である“だれもが幸せなまち”を実現すべく、草加市における暮らしを取り巻く環境等の変化がもたらす社会状況の中、市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりが常に保障されるよう、本条例の検証を行いました。

2. 検証の位置づけ

本条例第29条に基づき、市民の代表者に知識経験者を加えた草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会を設置しました。様々な活動に関わる市民の代表者が、市民の視点から本条例の検証を行いました。

3. 検証スケジュール

市民検証委員会の設置期間である平成30年11月20日から令和2年3月31日まで、市民の目線で本条例の検証を行いました。市民検証委員会は、全7回の会議を開催し、令和元年9月には、市へ検証の中間報告をいたしました。また、検証結果については報告書としてとりまとめ、市へ報告します。



4. 市民検証委員会委員の構成

- ◆ 任期 平成30年11月20日から令和2年3月31日まで
- ◆ 委員数 9名
- ◆ 委員名簿

役割	氏名	選出団体(所属)	選出区分
座長	後藤 純	東京大学高齢社会総合研究機構 特任講師	知識経験者
副座長	宮本 節子	特定非営利活動法人みんなのまち 草の根ネットの会 会長	市民の代表者
委員	青柳 伊佐雄	草加市国際交流協会 理事	市民の代表者
委員	齋藤 幸子	ボランティア草加連絡協議会 会長	市民の代表者
委員	蓮沼 清光	草加市町会連合会 副会長	市民の代表者
委員	村上 昌巳	特定非営利活動法人今様草加宿 副理事長	市民の代表者
委員	谷古宇 隆一	高砂・住吉・中央地区まちづくり 市民会議	市民の代表者
委員	岡村 圭子	獨協大学国際教養学部 言語文化学科 教授	知識経験者
委員	川田 虎男	特定非営利活動法人 ハンズオン埼玉 代表理事	知識経験者

5. 市民検証委員会会議の経過

検証委員会	日程	主な検証内容
委嘱式 第1回会議	平成30年11月20日	検証における意見交換について
第2回会議	平成31年1月29日	前回検証からの市の取組について
第3回会議	平成31年4月22日	市民自治の方向性について
第4回会議	令和元年6月20日	方向性に基づく現状と課題について
第5回会議	令和元年8月22日	方向性に基づく課題解決策について
第6回会議	令和元年10月21日	条例の評価について
第7回会議	令和元年12月20日	市民検証委員会検証報告について

6. 市民検証委員会設置要綱

草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱

〔平成30年9月7日
告示第824号〕

(設置)

第1条 草加市みんなでまちづくり自治基本条例(平成16年条例第23号。以下「条例」といいます。)第29条に基づく条例の検証等を行うため、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会(以下「市民検証委員会」といいます。)を設置します。

(所掌事項)

第2条 市民検証委員会は、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を市長に報告します。

- (1) 条例の内容に関すること。
- (2) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
- (3) その他条例に関し必要な事項

(組織)

第3条 市民検証委員会は、9人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市民の代表者
- (2) 知識経験者

(座長及び副座長)

第4条 市民検証委員会に座長及び副座長各1人を置きます。

2 座長及び副座長は、委員の互選によるものとします。

3 座長は、市民検証委員会を代表し、会務を掌理します。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 市民検証委員会の会議は、座長が招集し、座長は、会議の議長となります。

(関係者の出席)

第6条 座長は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができます。

(会議の公開)

第7条 市民検証委員会の会議の公開又は非公開は、座長が会議に諮って決定します。

(傍聴)

第8条 市民は、前条の規定により、市民検証委員会の会議が公開となった場合は、会議を傍聴することができます。

2 座長は、あらかじめ傍聴できる人数を定めることとします。

3 傍聴は、静粛を原則として、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明する行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 大声で騒ぐ等議事の進行を妨げる行為

(4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(設置期間)

第9条 市民検証委員会の設置期間は、委員の委嘱の日から令和2年3月31日までとします。

(庶務)

第10条 市民検証委員会の庶務は、自治文化部みんなでまちづくり課が行います。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民検証委員会の運営に関し必要な事項は、座長が市民検証委員会に諮って定めます。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行します。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失います

第2章 草加市の現状

1. コミュニティを取り巻く環境

- ◆ 草加市の総人口は増加を続け、令和8年をピークに減少する見通しです。
- ◆ 人口構成は、65歳以上が増加する一方で、64歳以下の人口が減少する見通しです。
- ◆ 世帯数は令和10年まで増加を続けた後、減少する見通しです。
- ◆ 1世帯の平均構成人数は減少し、高年者単身世帯が増加する見通しです。

2. 地域コミュニティ

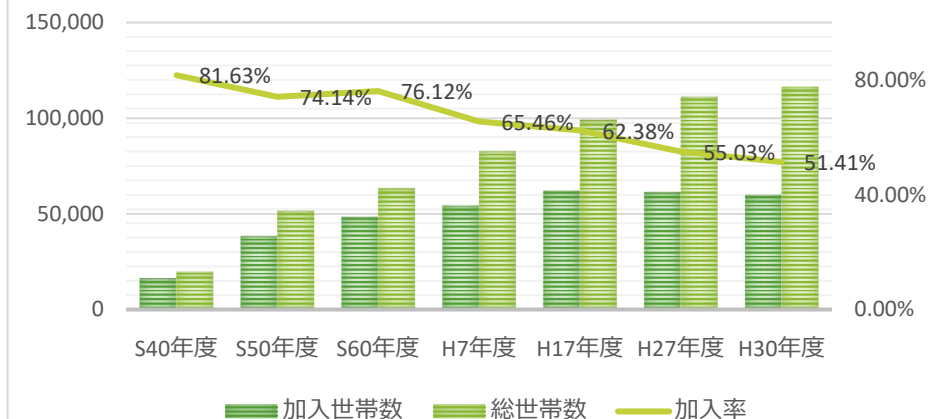
- ◆ 人口の増加に伴い世帯数は増加している一方、町会・自治会の加入率は減少傾向にあり、平成30年度で51.41%となっています。
- ◆ 平成30年度草加市民アンケートによると、市民の58.4%が地域のまちづくり活動への参加経験がありません。特に30歳代では、「子どもの健全育成を図る活動」には12.5%が参加した経験がありますが、他の分野については10%未満となっています。その一方で、地域活動に参加・協力したいと思わない市民は10.8%で、80%強の市民が、地域のまちづくり活動に参加・協力できると考えられます。

3. 多様化するコミュニティ活動

これまでの市民活動に加え、地域課題解決に対し、ソーシャルビジネスの活用、プロボノとの連携、クラウドファンディングによる資金調達など、市民自らがまちづくり活動をしやすい環境ができており、SNSを活用した交流やコミュニティカフェなど、新しい地域のつながりを構築する取組が注目されています。市の事業としても、ソーシャルビジネスネットワークやリノベーションによるまちづくりが行われています。

- ※ ソーシャルビジネス：社会的課題への取り組みを、継続的な事業活動として進めていくこと。
- ※ プロボノ：職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動のこと。
- ※ クラウドファンディング：不特定多数の人が通常インターネット経由で財源の提供や協力などを行うこと。

町会・自治会加入率の推移

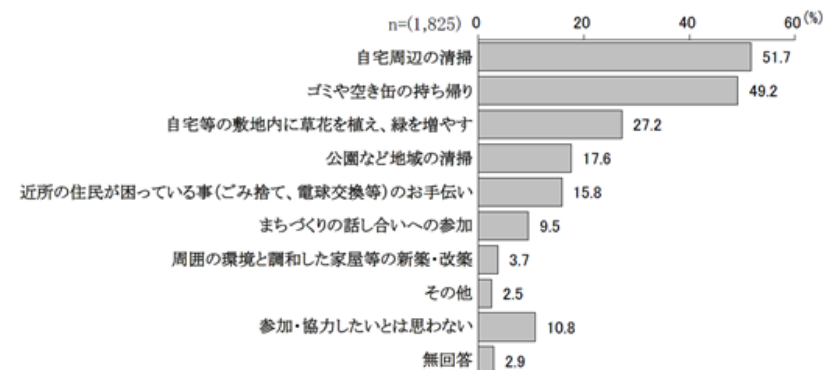


※ 資料 担当課提供

(3) 参加・協力できる地域活動

■ 「自宅周辺の清掃」が5割強、次いで「ゴミや空き缶の持ち帰り」

問18 あなたは、地域活動にどのようなかたちで参加・協力できると思いますか。(〇はいくつでも)



※ 資料 平成30年度草加市民アンケート

4. まちづくりに関するこれまでの主な取組

- ◆ 町会・自治会及び町会連合会との連携・支援

防犯、防災、清掃活動など、地域の様々な課題に自主的に取り組み、市のパートナーとして地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしている町会・自治会及び町会連合会の活動を支援しています。
- ◆ まちづくり登録員制度及びみんなでまちづくり会議

市にまちづくり活動の登録をしたまちづくり登録員で構成する、みんなでまちづくり会議で、まちづくり計画やパートナーシップによるまちづくりなどについて話し合い、提案する場が設置されています。
- ◆ ふるさとまちづくり応援基金を設置

地域の様々な課題を解決し、住み良いまちづくりをめざす市民の主体的な活動を応援する基金が設置されています。
- ◆ 地区まちづくり市民会議を支援

町会・自治会を中心に、地域の住民が主体となった地区まちづくり市民会議が地区ごとに設立され、地区の将来像の策定とその実現に向けた計画づくりが行われています。
- ◆ 未来まちづくり市民会議(平成26年～平成28年)

第四次草加市総合振興計画策定及び都市計画マスタープラン改定にあたり、市民が求める草加市の将来の姿や現状の問題点、将来像の実現に向けた取組などを検討する場として設置し、計画策定の段階から市民の意見を取り入れました。全市的な視点で市民から意見をいただけるよう、20歳以上の市民から無作為に抽出した2,500人のうち、参加の意志を表明された方と公募に応募された方が参加しました。
- ◆ 市職員の育成

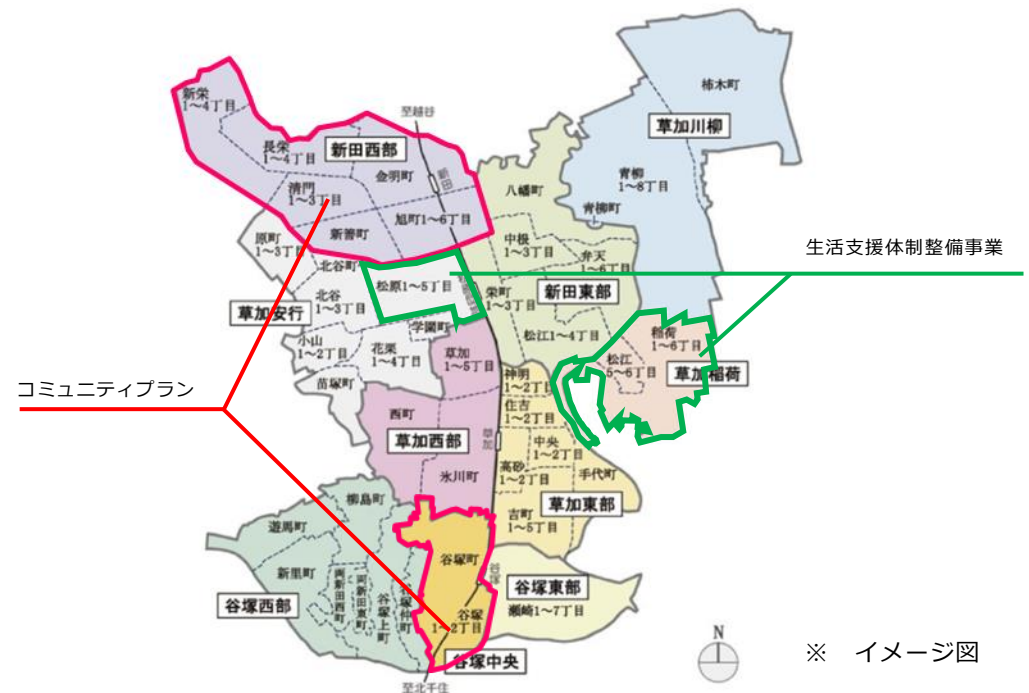
新規採用職員に対し、本条例についての研修を実施しています。

5. まちづくりに関する近年の主な取組

- ◆ 生活支援体制整備事業

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの体制整備として、生活支援体制整備事業を実施しています。地域圏域で話し合う第2層の協議体と、市全体で話し合う第1層の協議体により、高年をはじめとする地域住民の生活に必要な生活支援サービスの実施や社会資源についての話し合いの場を設置しています。
- ◆ コミュニティプラン策定の仕組み

総合振興計画及び都市計画マスタープランに基づくコミュニティプラン策定を目的とし、コミュニティブロック単位で地区懇談会を実施し、多様化する地域の課題に対応するため、市役所・地域で様々な分野を横断して参加者が集まる話し合いの場を設置しています。



※ イメージ図

第3章 市民自治の方向性

本条例に基づくまちづくりの仕組みは、市民主体のまちづくり活動(市民創発)を支援し、その活動から得たニーズやノウハウを市側が受け止めることで進めてきました。現在では、各施策で市民を加えた議論の場が設置されており、コミュニティプランのような、多様な政策を地域で統合していく動きなども誕生しています。

一方、地域では高齢化が進み、本条例制定時と比べて新しい地域課題が増えています。“だれもが幸せなまち”の実現に向けて、本条例が今後どのような役割を担っていくのか、これからの市民自治とパートナーシップによるまちづくりの大きなビジョンについて議論し、7つの方向性を共有しました。

1 若い世代の力を活かしたまちづくり

町会・自治会などの地域の中核を担う役員の高齢化が進む中、新たな担い手が不足しています。“だれもが幸せなまち”の実現に向けて、特に若い世代のニーズを政策として受け止めるとともに、まちづくり活動への参加・協力が課題となっています。

2 多様な市民の議論の場を活かした政策形成

現在は、様々な分野で市民同士の議論の場が設けられています。今後は更に、政策への反映につながるよう、まちづくり登録員制度を含めたみんなでまちづくり会議等、市民の議論の場の活性化に向けた整理が求められます。

3 多様な市民や組織の連携促進

町会・自治会の支援やふるさとまちづくり応援基金の設置により、多様なまちづくり活動が行われていますが、各活動主体が個別で取り組んでいる部分があります。より良いまちづくりに向けて、分野を超えた多様な市民(事業者)や組織が連携することで相乗効果が期待されます。

4 コミュニティにおける人間関係

町会・自治会等、地域の活動には参加できていないが、まちづくり活動への参加・協力はできると考える市民がいます。こうした市民と地域をつなげるために、コミュニティにおける社会的な人間関係はどうあるべきかという視点で、本条例が現代的なコミュニティに対応していくことが求められます。市がコミュニティとともに政策を進めていくためには、政策の実現とコミュニティの人間関係が醸成されるような関わり方が期待されます。

5 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

独居に限らず家族がいても、孤立して不安が募り、閉じこもることで、健康寿命が低減していきます。本条例制定時は、自立して自律した市民が積極的に創発していくまちづくり活動への支援を想定していました。しかし近年では、身体的・認知的・社会的な虚弱状態のために閉じこもってしまう方も増えています。地域コミュニティが、地域で暮らす住民の孤独・不安に対応できるよう、コミュニティ活動を通じてつながれるように支援し、コミュニティとつながることが福利厚生となるような環境づくりを、本条例で対応していくことが期待されます。

6 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

市は職員に対して、本条例の知識を深める取組を様々な場で行っていますが、定型的な研修にとどまらず、市民とともに課題を分析し政策形成を行うなど、市民とともに新しい課題に挑戦できる、環境・基盤の整備が期待されます。

7 現場創発による政策形成に向けた予算の確保

多様な市民の議論の場から出された提案を、政策として予算を含めて形成していく仕組みの整備が期待されます。

第4章 方向性に基づく検証

本条例の理念である、“だれもが幸せなまち”の実現に向けて、市民検証委員会として共有した、市民自治における7つの方向性に基づき市の運用を確認し、現状の課題を整理しました。整理された課題の解決に向け、本条例をどのように活用していくか検証しました。

検証 I

若い世代の力を活かしたまちづくり

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ パブリックコメント
 - ・ 市の重要な条例や計画策定において、多様な世代の市民から意見を収集する手法として、パブリックコメントを実施
 - ・ 本条例を根拠に、パブリックコメント規則及びパブリックコメントの手引を制定し、具体的な事務手続きを規定
- ✓ 審議会委員などの公募
 - ・ 広く市民の意見を取り入れる手法として、委員の公募を実施
- ✓ 市民アンケートにより、無作為に抽出した市民から意見収集

【現状・課題】

- ✓ 若い世代のまちづくりへの参加状況が、具体的な数値などの情報が不足
- ✓ 若い世代の声を活かした政策立案のプロセスが必要
- ✓ パブリックコメント等で、若い世代からどれだけ意見収集ができていないか不明
- ✓ 審議会などの委員の年齢構成について、50歳代以上の構成割合が高い
- ✓ 将来の検証や評価を見据えて、具体的案の遂行に対する担保を明確にすることが必要

【評価の視点】

- ✓ 次の事項に対する具体的な情報を数値化し、市の各部局で意識的に集計し、若い世代に配慮した政策や意見収集、呼び掛けの工夫などを行う
 - ① 若い世代にどれだけ意見を聞いたのか（パブリックコメント等）
 - ② 審議会などの委員で、若い世代の委員が増えたのか
 - ③ まちづくり活動に若い世代がどれだけ参加しているか
 - ④ ふるさとまちづくり応援基金に応募する若い世代の団体等が生まれたか
 - ⑤ 若い世代の視点から、新しい政策が創発されたか
 - ⑥ 若い世代のまちづくりへの参画機会としてどのような工夫をしたか
 - ⑦ 若い世代へアウトリーチを通じた情報発信をどのように、どの程度したか

【運用の見直し】

- ✓ 現在の運用では、若い世代の声がどのように、どの程度集約して、まちづくりに活かされているのか議論できないので、行政評価のように具体的な情報を集めることが必要（若い世代は、概ね40歳代以下とする）

【運用に関連する条文】

- ✓ 第15条（パブリックコメント）・第16条（審議会委員などの公募）

市として若い世代に特化した政策に消極的な中で、公平性・平等性等の観点から実施することが困難であれば、本条例の運用で若い世代へニーズ把握を行うことを検討
- ✓ 第12条（説明責任・応答責任）

若い世代に対し、「聞かれたことを誠実に応答する」だけでなく、聞かれなくても積極的に説明し、話を聞き、若い世代の意見を喚起して政策につなげることを検討

多様な市民の議論の場を活かした政策形成

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ 様々な分野において、市の政策や計画策定に関係する市民及び団体からの意見を反映させるため、市民同士の議論の場を設置
(みんなでまちづくり会議や市が事務局等として関わる協議会など)

【現状・課題】

- ✓ みんなでまちづくり会議は、市民主導で計画・提案を政策に反映する制度である一方、現在の運用では、条例第24・25・26条でなくとも、様々な分野で市の政策や計画策定において関係する市民や団体(ステークホルダー)からの意見を反映させる会議が開催されている
- ✓ 各々が分野ごと、専門領域ごとに市民と議論する場を設けたことは成果だが、一方で、議論の場が分野ごとに市民を巻き込むことから分野横断的な議論の場にならず、条例第3条の総合的・民主的なまちづくりが見えにくく、条例の運用による条文の形骸化ととれる
- ✓ みんなでまちづくり会議は、まちづくり登録員しか参加できないため、議題に関係ない人が思いつきの意見を発言し、本質的な議論をしにくい。他方で、各部署の様々な政策において、関係する市民及び団体(ステークホルダー)を巻き込んだ本質的な議論をしているため、みんなでまちづくり会議では、ステークホルダーが集らず、総合的な政策検討・提案ができない
- ✓ まちづくり登録員は多くいるものの、会議での意見が市に受け止められていないと感じるため、みんなでまちづくり会議に参加しない
- ✓ 本条例では、市主導で政策アクションを取ることが想定されていないことから、市の分野ごとの範疇でみんなでまちづくり会議が運用され、条例第3条の総合的・民主的なまちづくりと齟齬が生じている

【評価の視点】

- ✓ 分野横断的に市の各部署及び市民などを巻き込んだ議論の場を活かして、複合的に検討された政策が、総合計画等に取り入れられた数
- ✓ みんなでまちづくり会議において、まちづくり登録員等の参加者数
※ファシリテーション体制を構築し、統合的な議論ができる環境へつなげる

【運用の見直し】

- ✓ 市民の議論の場の整理
 - ・ 第26条以外で実施されている、タウンミーティング方式の市民の議論の場をみんなでまちづくり会議の一形態として整理し、まちづくり登録員以外にも意見を言える環境について、条例との整合性を検討
- ✓ 市側からの働きかけ
 - ・ 条例第3条の基本方針及びパートナーシップによるまちづくりの観点に立つと、分野ごとだけではなく、市民の目線から見た総合的・分野横断的な課題について議論し、政策に反映させる機会が必要
 - ・ 市側から新しい政策となりうる課題について市民側に情報提供や意見を収集する場として、条例第24・25・26条を運用
 - ・ 既存の施策と市民活動を統合的に議論する機会をつくり、関係する市民や団体(ステークホルダー)との議論から政策デザインを作るために、専門のファシリテーションの体制の構築が必要

【運用に関連する条文】

- ✓ 第19条(組織づくり)を運用したファシリテーション体制の構築を検討
- ✓ 第24条(まちづくり活動の登録)・第25条(まちづくり計画の提案)・第26条(みんなでまちづくり会議)
 - ・ 市民の意見を積極的に反映する場が各分野で実現している
 - ・ パートナーシップの枠組みで動く市主導の政策策定の働きかけを検討

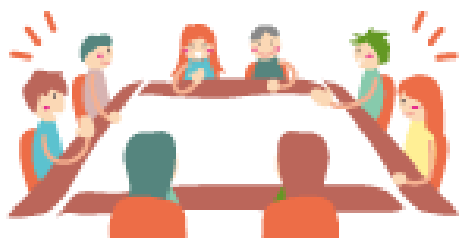
多様な市民や組織の連携促進

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ ふるさとまちづくり応援基金の設置により、同じ目的を持つ市民が集まり、まちづくり活動を実施する団体への支援及び基金交付団体間における連携の呼び掛けを実施
- ✓ 市が事務局となっている協議会や実行委員会形式などの組織において、関係する分野の市民団体などが情報交換及び連携した取組を実施

【現状・課題】

- ✓ 市の補助金、共催、後援等で市とつながりがある市民団体は従来型の団体で、同じ目的等の団体で横のつながりが見えてこない
- ✓ 市が施策の中で関わりがない市民団体とどのように関わるか
- ✓ 細かな市民ニーズに市民同士で対応しようとしたとき、まちづくり応援基金や市民交流活動センターをどのように活用するか
- ✓ イベント等を作り上げるプロセスの中で、多様な団体が集まり、話し合うことでお互いを認め合い、連携している
- ✓ イベント等を作り上げるプロセスを共有し、小さくても団体同士で連携して何かをつくり上げる場を増やすことで、様々な相乗効果を期待



【評価の視点】

- ✓ 市が補助金、共催、後援など、通常の施策で関わりのある団体及び通常の施策で関わりの少ない団体を整理し、市民団体の数などの指標を定めて数値化して評価
- ✓ 上記の市民が自主的に交流し、協働・連携により市民創発で課題解決や新たな創造に取り組むことを評価

【運用の見直し】

- ✓ 基金の活用
 - ・ 条例第20条を運用し、町会・自治会とNPO団体など、団体同士が連携することに対するインセンティブや、目的を達成するプロセスの中で団体同士が連携して活動することに基金等を活用
 - ・ 市民団体と市が協働することに対するインセンティブに基金等を活用
 - ・ 基金を団体同士の連携に活用する場合、単年度会計による運用の見直しを検討
- ✓ まちづくりのネットワークを整理
 - ・ 条例第21条のネットワークづくりについて、市の施策と関わりのある団体について整理する他方で、クラウドファンディングを活用する団体やソーシャルビジネスを含む社会的企業など、通常の施策とは必ずしも接点はないが、連携すると政策に有効な効果をもたらすまちづくり活動を集約

【運用に関連する条文】

- ✓ 第20条(基金などの設置)における基金の柔軟な活用
- ✓ 第21条(拠点・ネットワークづくり)における新たなネットワーク構築

コミュニティにおける人間関係

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ 町会・自治会等、地縁による組織を支援
- ✓ 市民活動センターを設置・運営し、ふるさとまちづくり応援基金の運用、市民活動災害補償制度、まちづくり講座の開催などにより市民活動を支援
- ✓ 審議会や協議会の委員及び民生委員・児童委員の選出などにあたり、地域の担い手となる町会連合会及び町会・自治会に候補者の推薦を依頼

【現状・課題】

- ✓ 市民自治の推進の指標として挙げられている町会・自治会の加入率が低下していることから、市側が、政策として新しいコミュニティとどのように関わっていくかを考える時期に来ている
- ✓ 行政施策が町会・自治会に頼りすぎており、志ある地域の中核を担っている市民を、結果として疲弊させ、町会・自治会の加入率の低下や地域の担い手の高齢化などにつながっている
- ✓ 本条例には、コミュニティという言葉が存在しない
- ✓ 活動に対する助成や補助事業などのコミュニティ施策だけではなく、現状を踏まえて、これからのコミュニティを市として検討することが必要



【評価の視点】

- ✓ 町会・自治会の組織化・加入率は引き続き重要な指標
- ✓ 町会・自治会等において、担い手不足や担い手の高齢化の減少状況
- ✓ 町会・自治会の加入率や組織化に働きかける指標として、地域貢献を考える潜在的な将来の担い手となりうる、ラジオ体操、防災、祭りといった地域のイベントの関係者数
- ✓ 同じ地域に住む市民同士が、お互い挨拶し、交流でき、いざというときには助け合える風通しの良いコミュニティと感じている市民の割合
- ✓ 地域を支える活動をしている市民に対する敬意の度合い

【運用の見直し】

- ✓ 市の施策において、町会・自治会に負担をかけ、結果として担い手不足に陥っていることを見直す
- ✓ コミュニティを幅広く捉えなおして政策を進めていく上で、多様に変化するコミュニティとどのように関わり、結果としてコミュニティにおける人間関係をより良くしていくことが必要
- ✓ コミュニティと関わることのメリットを検討

【運用に関連する条文】

- ✓ 本条例に「コミュニティ」に関する事項はないが、多様な市民が共に生活する中で、お互いが挨拶、交流、助け合いができるコミュニティの構築について政策で検討

福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ 町会連合会主催による避難所運営訓練
- ✓ 災害要支援者支援計画に基づく要支援者名簿作成
- ✓ 寝たきりの高齢者を対象とした安心見守りネットワーク
- ✓ 生活支援体制整備事業による協議体の設置

【現状・課題】

- ✓ 閉じこもり等により、当事者である市民の健康だけでなく、市や地域自治組織等の資源を費やして支援することとなる
- ✓ 防災時に備え、独り暮らしの方の台帳を作成して近所で共有したいが、個人情報の問題がある
- ✓ 民生委員は守秘義務があるので、個人情報を保持できるが、町会・自治会長は保持できない
- ✓ 町会・自治会の活動の中で、場合ごとに関わり方の決まりがあれば、個人としても活動しやすいので、コミュニティの中でどのように助け合うかという決まりがあると良い
- ✓ コンビニ、ネットカフェ、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、宅配サービス等を社会資源として活用したい
- ✓ 閉じこもり等を専門的知識を有する場所へつなげることが地域の役割
- ✓ 本条例は、市民の自立と自律によるまちづくりを進めることを想定しているが、身体的・認知的・社会的に虚弱状態の市民がいる中、自立と自律によるまちづくりが困難な市民を想定していない

【評価の視点】

- ✓ 支え合う活動や居場所の数
- ✓ 居場所の交通面の利用しやすさ(歩いて行ける距離の場所の数など)
- ✓ コミュニティが福利厚生につながる事が前提の中での孤立・孤独死、閉じこもり・引きこもりの人数
- ✓ 身近でおせっかいをしてくれる市民コーディネーターの満足度

【運用の見直し】

- ✓ 本条例の個人観により、個人の問題とされてきた閉じこもり等の市民に対し、周りで気がついた人が声を掛けて予防していくように、コミュニティ組織の支援ではなく、コミュニティ活動の支援が必要
- ✓ おせっかいを誰がどの度合いとするのかを、その際に個人情報はどこまで共有できるのかなど、福利厚生のあるまちづくりについて、政策でどのように受け止めていくか検討が必要
- ✓ 福利厚生のあるコミュニティについて、市民の共同性だけではなく、市として介入することが必要

【運用に関連する条文】

- ✓ パートナースHIPによるまちづくりに加え、福利厚生のあるまちづくりを検討
- ✓ 第3条第1項第2号(基本方針)
市民の自立と自律によるまちづくりを進めますとあるが、身体的、認知的、社会的な脆弱性を抱えて、自立と自律にサポートが必要な市民を鑑みる
- ✓ 第6条(市民の権利)
コミュニティとつながることで、コミュニティの福利厚生として安定した生活ができる権利を検討
- ✓ 第7条(市民の責務)
市民自身がコミュニティと関わり、閉じこもりを予防・解決することを検討

職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ 新規採用職員に対する座学研修
- ✓ 市民協働の事業として、市民が中心となった実行委員会形式によるイベントの開催
(ふささら祭り、草加宿場まつり、草加市民納涼大花火大会、草加駅前よさこいサンパフェスティバル など)

【現状・課題】

- ✓ 政策力の向上のような大きな方向性を出しておいて、座学の研修に加え、実際に政策を進める中でOJTが必要
- ✓ 積極的に地域に出ていくことに対して、特定の市民団体に対する付度、癒着、カルテルなどと揶揄をされないように行政技術として協働していく仕組みも大切
- ✓ 職員は地域に関心を持ち、職務を行うことが重要
- ✓ 職員に研究休暇を与え、まちを歩き回る時間を作ってはどうか
- ✓ 市職員は知識をしっかりと持つこと、協働の経験をすること、市民の声をどう政策に反映させるのかという仕組みの検討が必要

【評価の視点】

- ✓ 現場発意の政策形成数
- ✓ 本条例に対する職員の認識
- ✓ 若手職員の意見を聞く場を設置

【運用の見直し】

- ✓ 座学研修にとどまらず、コミュニティの現場で市民とともに課題を分析し政策形成ができる職員の育成と環境・基盤整備が必要
- ✓ OJT型の研修により職員一人一人の政策形成能力(意識のレベル)を高めていくことと、政策形成ができるシステム環境・基盤(予算レベル、制度レベル)を整えていくことが必要
- ✓ 協働型の政策を増やし、政策形成を通じて、社会実験的に職員の育成を進めていく

【運用に関連する条文】

- ✓ 第6章市政運営の章において、政策形成に関する項目を検討



現場創発による政策実現に向けた予算の確保

【市のこれまでの主な運用】

- ✓ 単年度会計の原則
- ✓ 議会の議決が必要

【現状・課題】

- ✓ 市民の議論の場から政策提案が出たとしても、予算がつくか不明確
- ✓ 単年度会計の原則により、年度を越えた継続的な取組に活用しにくい
- ✓ クラウドファンディングやふるさと納税を活用して、市民の意思が特定の事業につながるような資金を集める方法を検討

【運用の見直し】

- ✓ 現場創発の政策に対し、予算が確保できる仕組みの検討
(ブロックグラント など)

【運用に関連する条文】

- ✓ 第6章市政運営の章において、政策形成における予算確保に関する項目を検討



※ ブロックグラント：補助金の総額だけを決め、使途は地域の裁量にまかせる方式。

第5章 検証結果・総論

本条例制定から約15年が経過しました。この間、市民の声を聴き政策に活かす基本的な体制（パブリックコメントや審議会などの公募委員など）や市民発意の政策を検討する仕組み（まちづくり登録員やみんなだまちづくり会議）が、整備運用されてきました。市民による意見表明や提案が進む中で、市の各種計画策定や事業運営において、タウンミーティングや各種協議会の場など、多様な形で市民とのパートナーシップによるまちづくりが進められてきたと評価できます。

一方、まちづくり活動の担い手の高齢化、町会・自治会の加入率低下、地域福祉課題の複雑化・高度化など、市民自治を取り巻く課題が多様化してきました。そこで市民検証委員会は、近年の社会情勢を踏まえつつ、これからの市民自治を進めるための7つの方向性を設定して、検証を行いました。

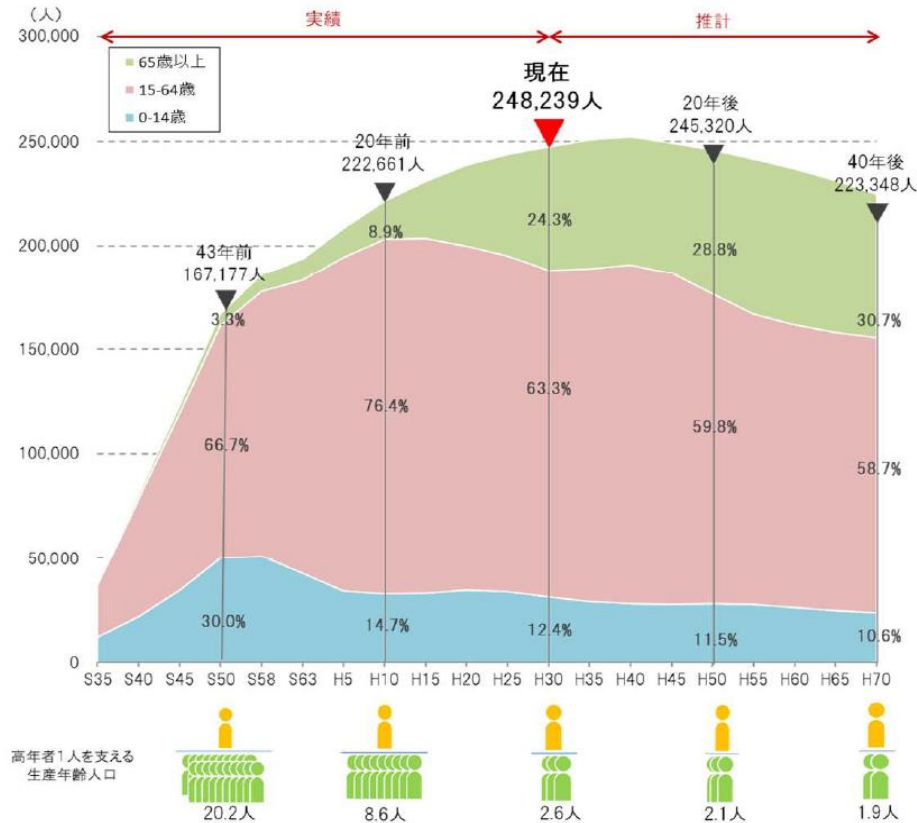
条文の検証については、定義の見直しや追加、時代に合わせて変えた方がよい条文など議論が行われました。その一方で、条文の抽象度が高く、条文に対応した運用について、具体化・形象化が議題となりました。7つの方向性に基づいて、どの部局が、どのような運用実態を把握し、どのような評価の視点から検討すべきか意見が出されました。

今回の検証では条文の改正までは必要ないという結論に至りました。一方、市民検証委員会で示した評価の視点に基づき、本条例の運用について推進計画等を策定し、具体的な数値や取組の形象化など進捗管理し、時代に見合った運用を継続していくことを求めます。

～ 資料編 ～

人口①

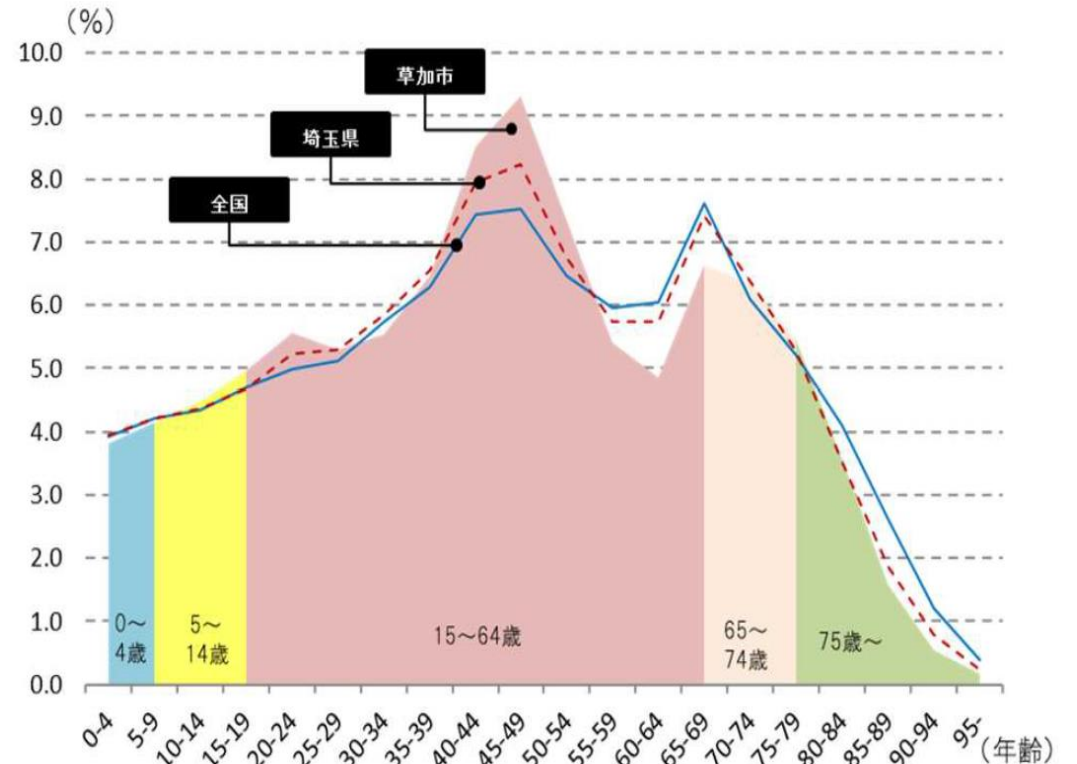
◆将来人口推移



これまで草加市の総人口は増加を続け、平成30年4月1日現在で248,239人に達しています。
一方今後、総人口は減少に転じ、老年人口の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少が予測されています。

※ 資料：昭和35年～50年は国勢調査、昭和54年から昭和64年は住民基本台帳、平成2年から平成24年は総人口、平成25年以降は住民基本台帳、平成35年以降は市独自推計。昭和35～50年は10月1日時点、昭和54～平成10年は1月1日時点、平成11年以降は4月1日時点。

◆人口構成比率

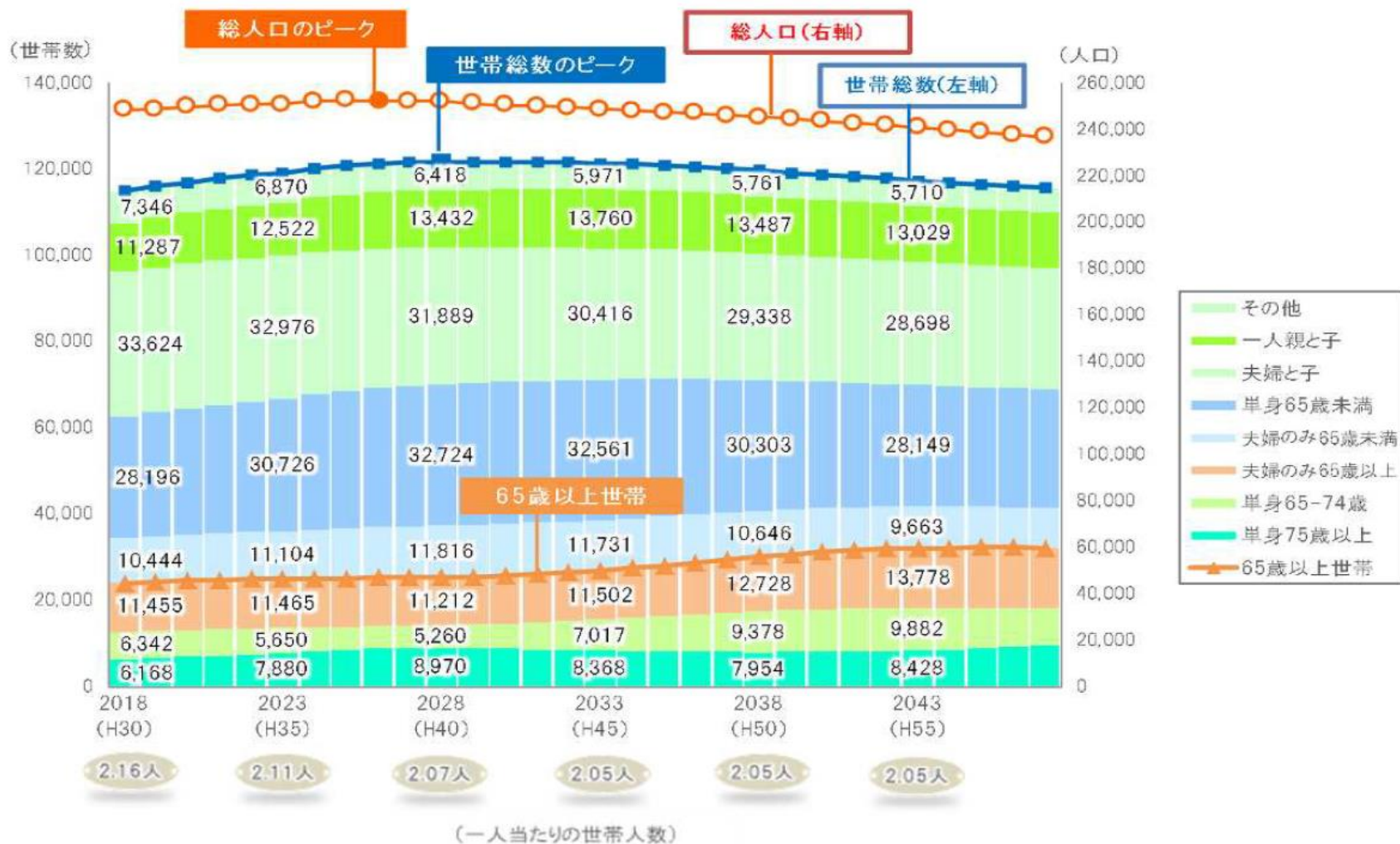


草加市の人口構成は、全国・埼玉県と比較すると、40～54歳の比率が高く、55～64歳及び85歳以上の比率は低くなっています。

※ 草加市の数値は平成30年4月1日時点の住民基本台帳、全国・埼玉県の数値は総務省統計局による平成30年1月1日時点の住民基本台帳。

人口②

◆家族類型別将来世帯推計

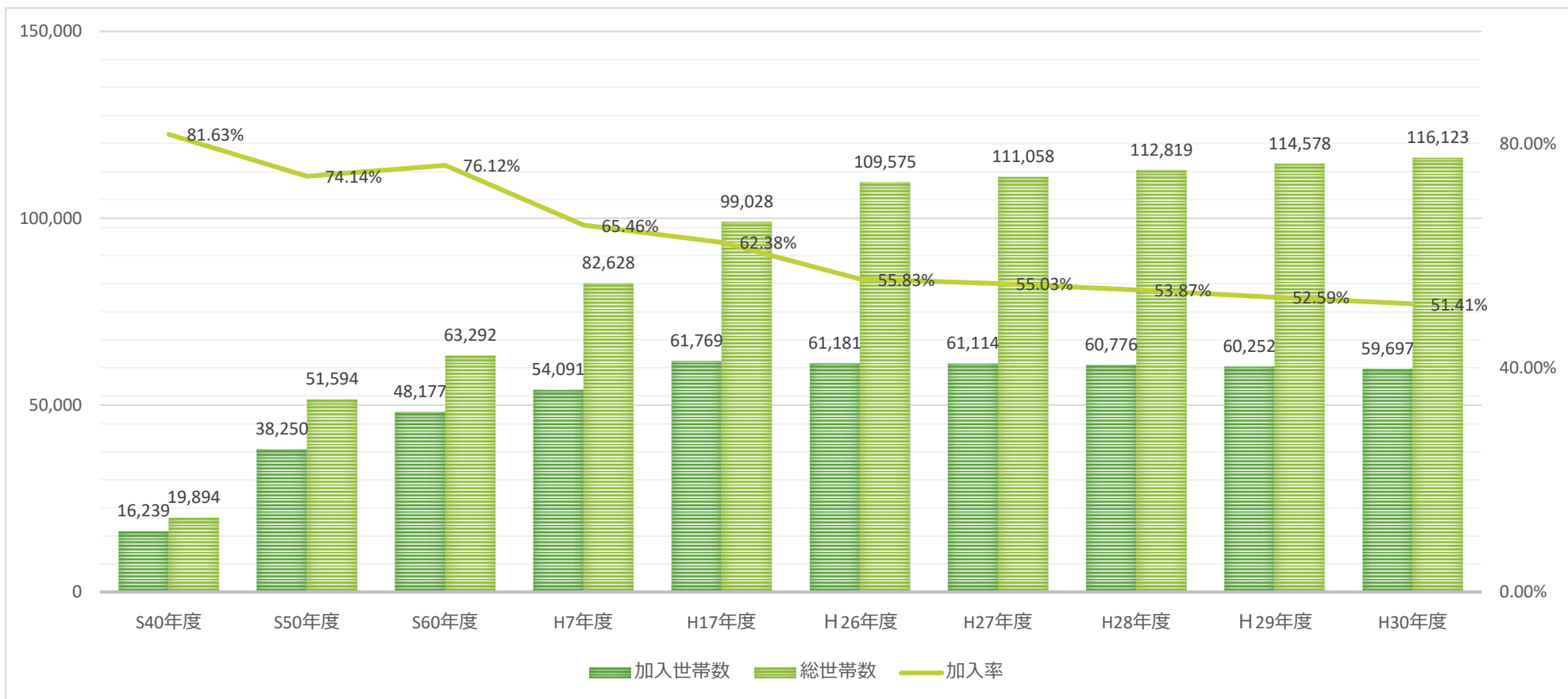


総人口が令和8年をピークに減少に転じる見通しに対して、世帯総数は令和10年まで増加を続けた後、減少する推計結果となっています。また、1世帯当たりの平均人数が、今後ますます減少していくことが分かります。併せて、高齢化が進み、高齢者のみの世帯が増加します。

※ 資料：草加市統計データブック2018 参照

町会・自治会①

町会・自治会の加入率の推移 (平成31年1月1日現在)

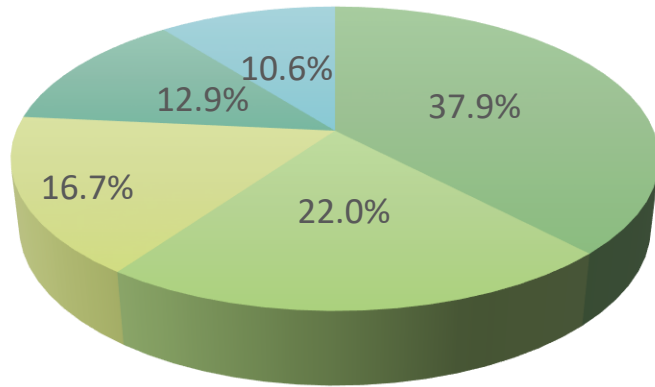


町会・自治会加入率は、昭和40年には80%を超える加入がありましたが、**減少傾向が続いています。**
直近5年においても、総世帯数の増加は継続しており、町会・自治会加入率は微減傾向にあります。

※ 資料：担当課 提供

町会・自治会②

町会・自治会の活動で苦労していること



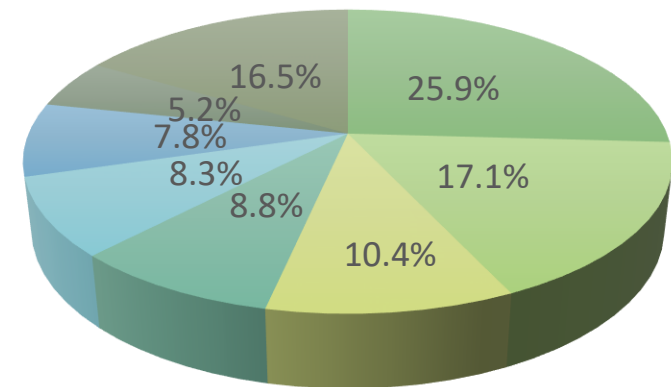
- 町会・自治会の必要性を理解してもらえない
- 役員の負担が大きい
- 賃貸住宅の管理者の協力が得られない
- 加入勧誘するが留守が多い
- その他

町会・自治会の必要性を理解してもらえないことが最も多く、続いて、役員の負担が大きいことが挙げられています。行政文書の回覧及び配布物の依頼など、**市からの依頼ごとが、役員の負担を与えていることが、町会・自治会の活動に影響を与えることが伺えます。**

町会・自治会に対し、加入するメリットを求める市民が多くいることが伺えます。

また、加入したい意思はあるものの、**高齢により町会・自治会の活動に参加・協力できないことから、加入しないという意見がありました。**

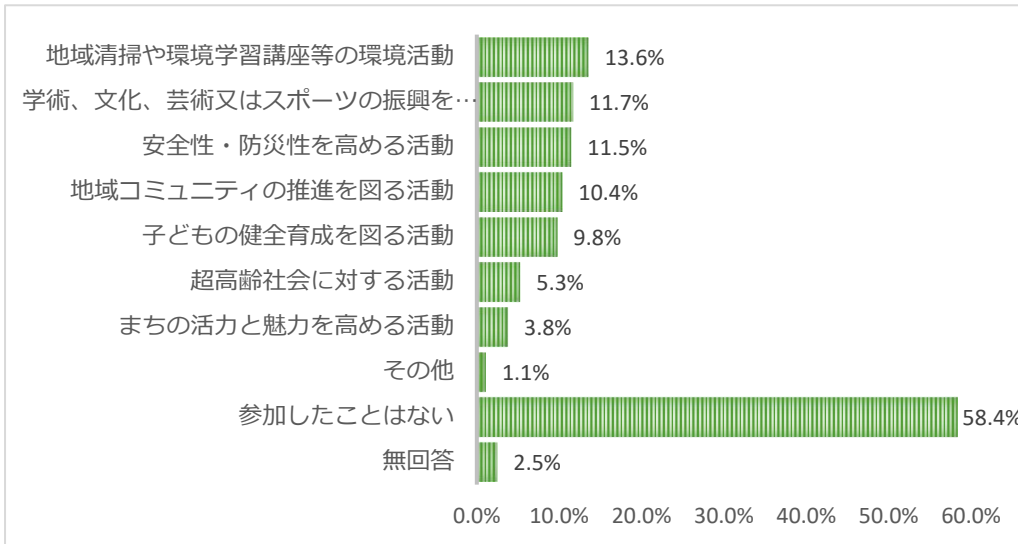
町会・自治会に加入しない理由



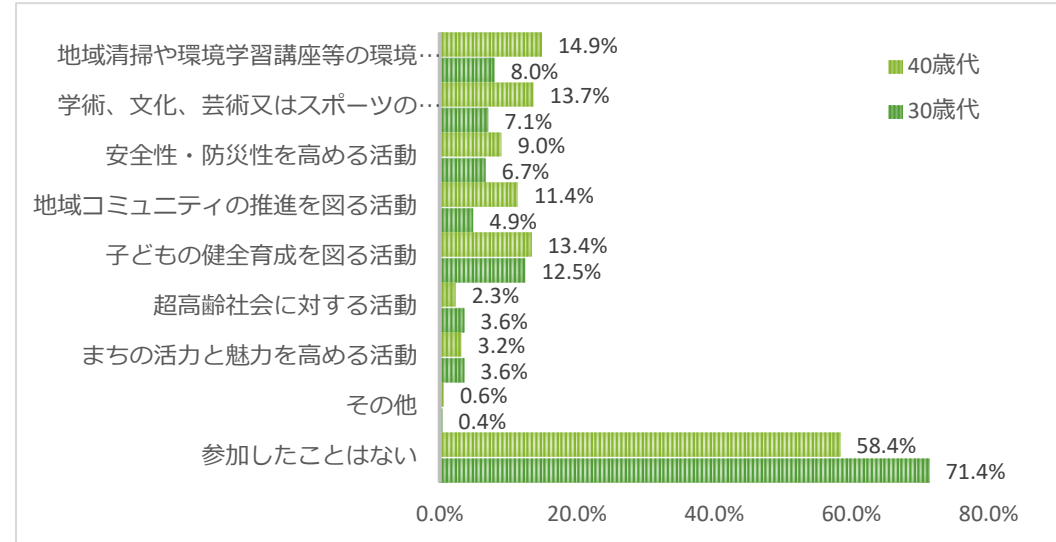
- 加入するメリットがわからない
- 役員になりたくない
- 近所付き合いがわずらわしい
- 活動がわからない
- 会費を払いたくない
- 関心がない
- 高齢により参加できない
- その他

市民のまちづくりへの意識

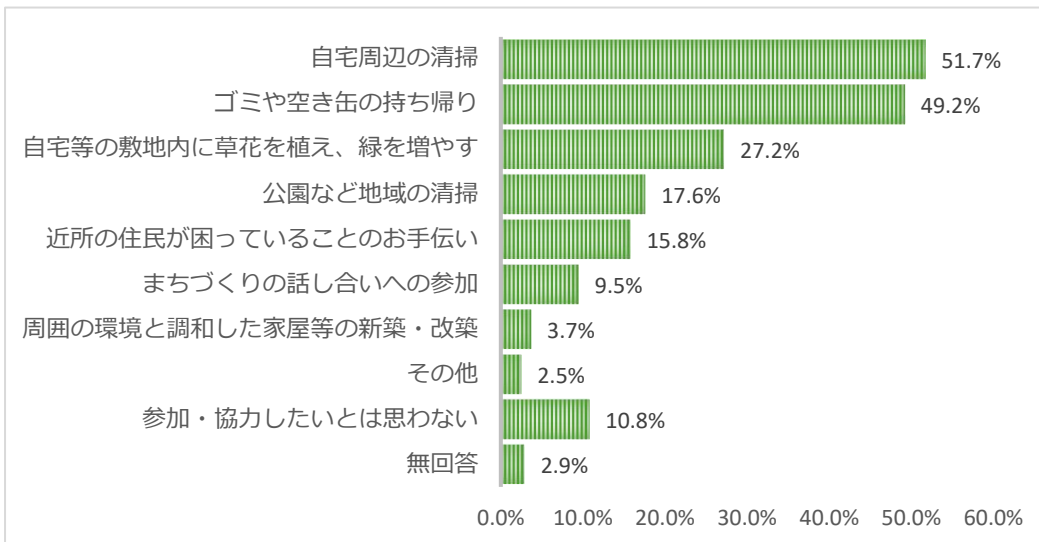
◆地域のまちづくりへの参加状況



◆若い世代のまちづくりへの参加状況



◆参加・協力できる地域活動



若い世代のまちづくりへの参加状況は低く、特に30歳代は71.4%の市民が、地域のまちづくりへの参加したことはないと回答しています。

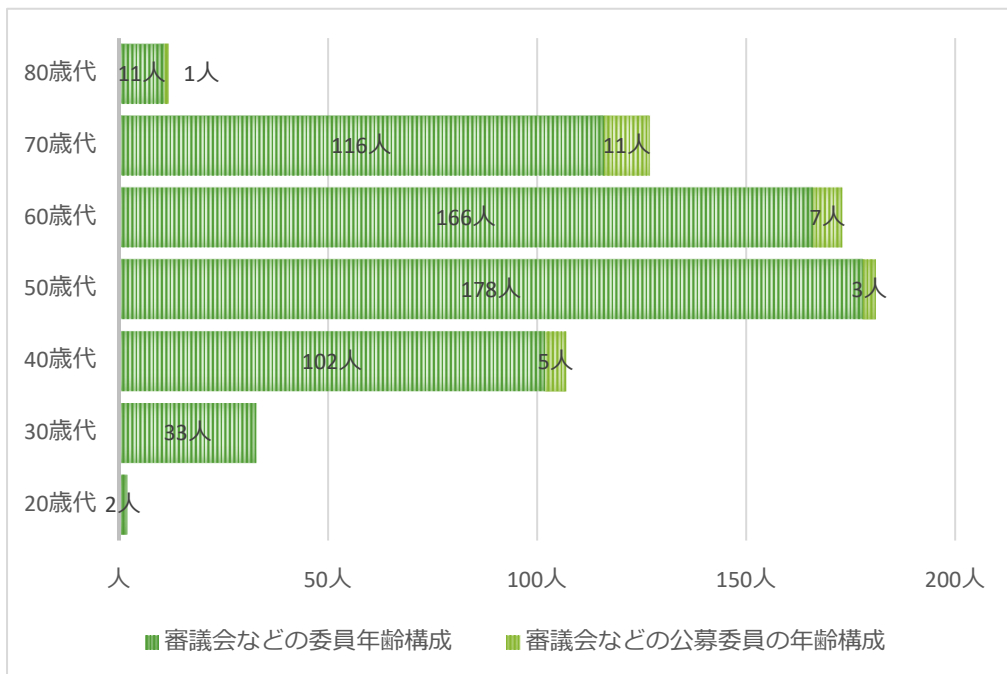
30歳代の分野ごとのまちづくりへの参加状況は、子どもの健全育成を図る活動は10%を超えているものの、他の分野では10%を下回る結果となっています。

一方で、まちづくり活動に参加・協力したいと思わない市民は、10.8%という結果から、分野によっては、まちづくり活動に参加・協力できると考えている市民が多くいます。

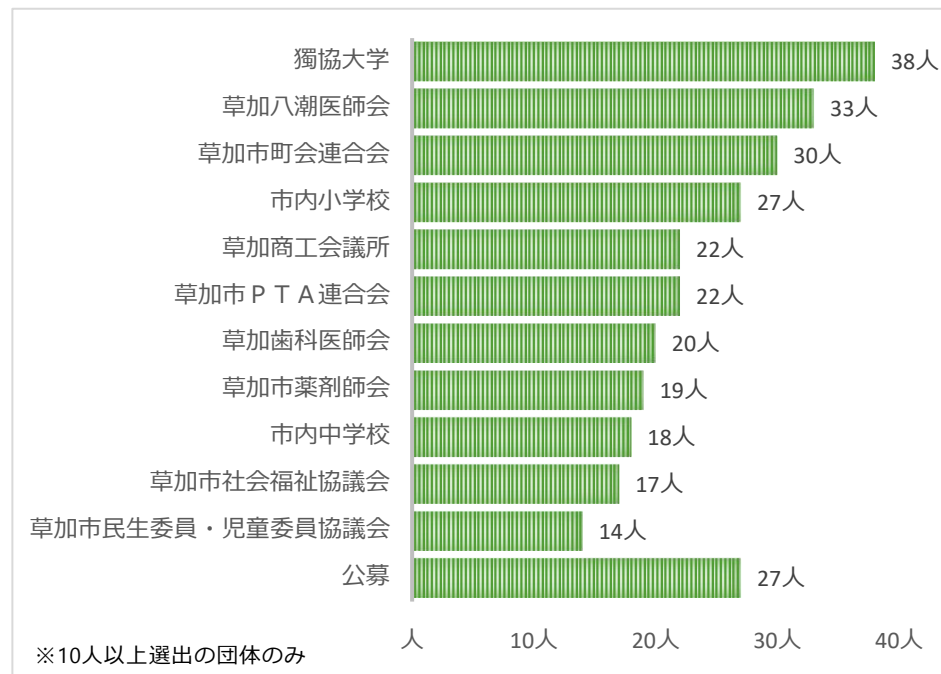
※ 資料：平成30年度草加市民アンケート 参照

審議会などの委員

◆審議会などの委員の年齢構成



◆審議会などの委員選出団体区分



審議会などの委員は、50歳代が最も多く、続いて60歳代、70歳代となっている。

20歳代から40歳代の委員は少なく、選出団体の代表として若い世代が審議会などに参加する機会は少ないことが伺えます。

公募による審議会などの委員の年齢構成は、70歳代が最も多く、20歳代及び30歳代はいませんでした。

選出団体は、獨協大学、草加八潮医師会に次いで、町会連合会が多い結果となりました。

市民の代表として、町会連合会に委員の推薦依頼を多くしていることが伺えます。

※ 資料：平成30年6月1日現在の審議会などの委員数及び選出団体から、担当課独自に集計

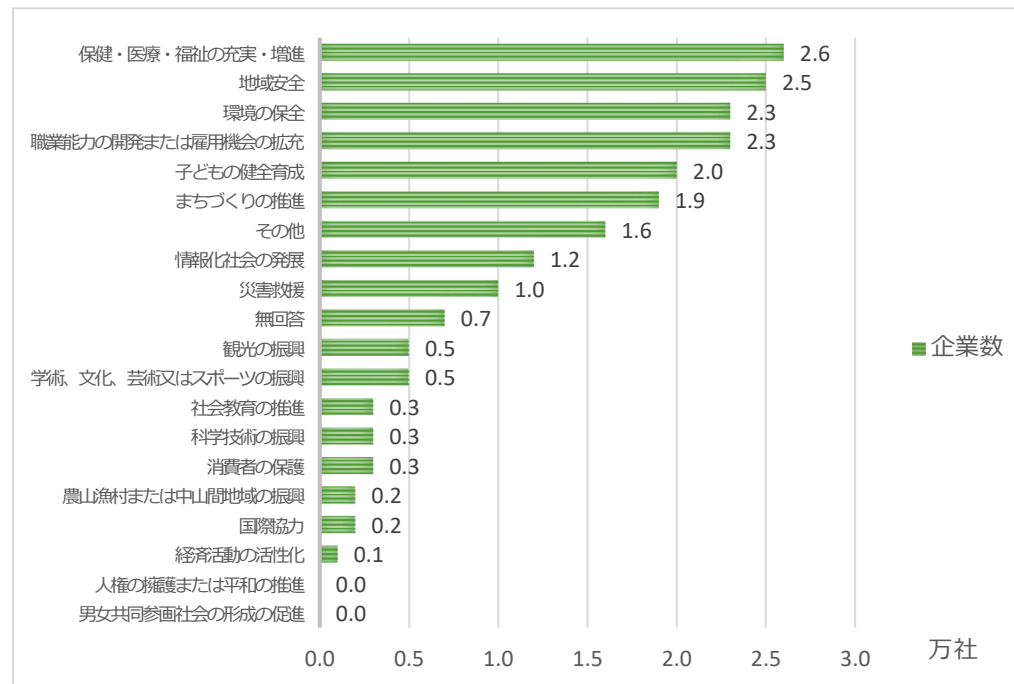
多様化するコミュニティ ～ソーシャルビジネスの増加～

◆社会的企業の経済規模

	企業数	付加価値額	有給職員数
社会的企業	20.5 万社	16.0 兆円	577.6 万人
対経済全体	11.8%	3.3%	10.3%

注意 本調査の母集団数174.6万社に占める割合

◆活動分野別の社会的企業数



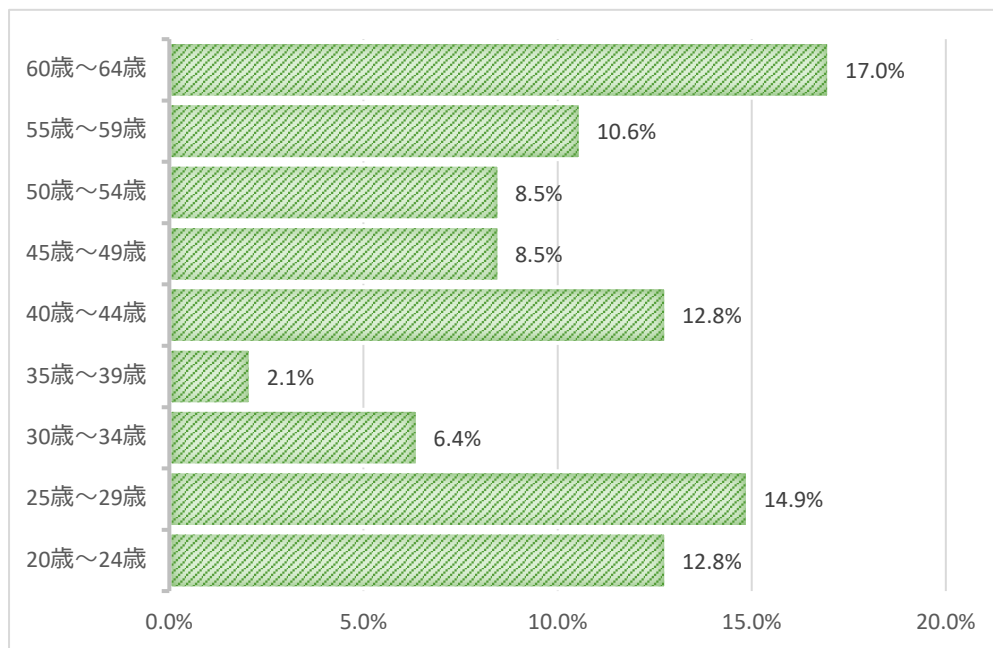
社会的企業数は20.5万社となっており、全体の11.8%を占めています。また、社会的企業の付加価値額は16.0兆円、有給職員数は577.6万となっています。

主活動分野別の社会的企業数をみると、「保健・医療・福祉の充実・増進」が最も多く2.6万社である。その他、地域安全や環境の保全、職業能力の開発または雇用機会の拡充などの活動分野での社会的企業数が多くなっており、「まちづくりの推進」は1.9万社となっている。

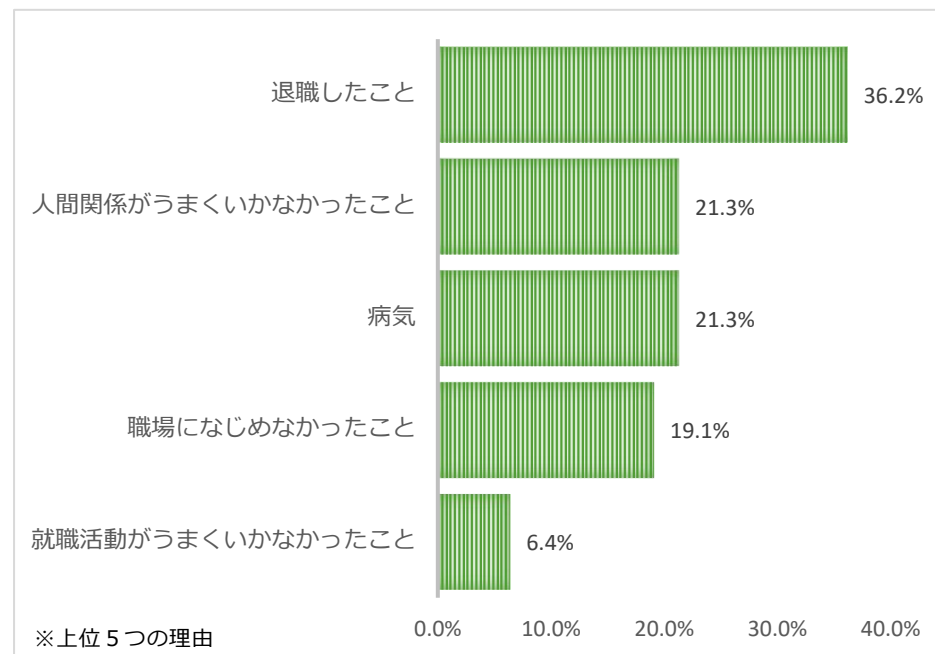
※ 資料：内閣府が平成26年に実施した、我が国における社会的企業の活動規模に関する調査を参照

多様化するコミュニティ

◆ひきこもりの状態になった年齢



◆ひきこもりの状態になったきっかけ



内閣府によると、40歳から64歳のひきこもりは、全国で推計61万3千人いる調査結果が発表されています。平成27年に実施同調査結果の、15歳から39歳までのひきこもり推計54万1千人を上回る結果となっています。

ひきこもりになった年齢は、60歳から64歳が最も多い結果となっています。また、ひきこもりの状態になったきっかけとしては、退職、人間関係がうまくいかなかったこと、職場になじめなかったことが挙げられており、全体的に人間関係の構築に原因があることが伺えます。

※ 資料：閉じこもりの関連資料として、内閣府が平成30年に実施した、生活状況に関する調査を参照

市民交流活動センターと関わる市民団体

◆まちづくり応援基金交付決定団体一覧

令和元年9月1日現在

No	団体名
1	Ding Don Ding
2	FSCサルベージ協会
3	NPO法人さくらんぼ
4	NPO法人みんなのまち草の根ネットの会
5	あいる
6	インフォメーション草加
7	オアシス
8	瀬崎まちづくり市民会議
9	せざきマンションネット
10	せざき防犯パトロール隊
11	草加子育てネットワーク
12	それいけ4・5・6
13	パンブーキッズ
14	ふれあいのたちばな
15	ボランティア萩の会
16	草加J-kids
17	草加朗読劇「この子たちの夏の会」
18	獨協大学高松ゼミ
19	NPO法人子ども広場草加おやこ劇場
20	綾瀬川自然観察同好会
21	エコキッズ草加
22	おもちゃのひろばとことこ
23	カメラクラブフリーダム
24	しんめいファミリーサポートひろば
25	せざきYOYO倶楽部
26	高砂・住吉・中央地区まちづくり市民会議(TSC)
27	ヒューマンネットワーク草加
28	まつぼっくり編集委員会
29	四・五・六丁目まちづくり協議会
30	新里まちづくり実行委員会
31	草加経済クラブ
32	草加市を明るく元気にするあいさつ運動の会

No	団体名
33	草加市音楽家協会
34	特定非営利活動法人 高齢者障害者の家だんらん
35	特定非営利活動法人草加ジュニアオーケストラ
36	NPO法人Smile Of Angel
37	草加市演奏家協会
38	草加の障がい児学童GROWING
39	草加ミュージック・フェスティバル実行委員会
40	ちゃぐちゃぐの会
41	ともだち文庫
42	松原団地の建て替えを考える会まちづくり部会
43	外国人交流会 草加(草加市外国人交流会)
44	NPO法人ともにステップ
45	活弁を楽しむ会
46	新田スターズスポーツ少年団OB会
47	草加おかみさん会
48	草加子どもまつり
49	草加市食生活改善推進員協議会
50	草加市スポーツ少年団
51	草加中央吹奏楽団
52	そうか日曜学校
53	草加ミニシアターを楽しむ会
54	草加豊かな老後を考える会
55	ふれあい通り親水緑道推進会
56	「写真ミニ博物館」設立委員会
57	六町若衆会
58	遊馬町会 あすまっぶ会
59	いなほ
60	ジャーマン・アイリスの会
61	せざき連
62	草心会
63	人形劇サークル ハメハマハ
64	ハートサポート草加

No	団体名
65	まるいしあわせコンサート実行委員会
66	埼玉土建一般労働組合草加支部どけん祭り実行委員会
67	視覚障がい者 虹の会
68	住吉スポーツクラブ
69	松興会
70	松江第二町会史編集委員会
71	草加・子どもの健康と学校給食を考える会
72	草加よさこいを育てる会
73	草加市民吹奏楽団
74	草加宿案内人の会
75	仲良し草刈り隊
76	河内音頭まつり実行委員会
77	こぐまクラブ
78	手話落語研究会笑草会
79	スポ吹きあけびの会
80	草加らるご登校拒否を考える会
81	特定非営利活動法人 Living in Japan
82	ふらここ
83	ベビママHAPPY
84	谷塚サマーフェスタ実行委員会
85	「今様・草加宿」市民推進会議
86	Active Youth (アクティブユース)
87	柿木産業倶楽部21
88	草加まなびのかけはし
89	草加ファミリープラス どんぐり音楽隊
90	草加ビデオクラブ
91	読書ボランティア連絡会
92	人形劇団「がちょうの子」
93	吉町青年会
94	朗読劇「止まったままの時間」の会
95	草加ふささら「草加駅前よさこいサンバフェスティバル」実行委員会
96	Film echronica(フィルム エコニカ)

No	団体名
97	HOPES
98	SMAC(草加ミュージック・アクション・クラブ)
99	稲荷ホテルの会
100	おはなしの会サンサン
101	キビタキとわらしの会
102	心koko ぬnagi実行委員会
103	埼玉県生態系保護協会 草加・八潮支部
104	なかね和舟の会
105	外国人の防災を考える会
106	新栄町団地見守りネットワーク
107	ドレミファそうかハンドベル隊
108	ミックスサラダ
109	ゆったり爽日市庭実行委員会
110	草加市インターネット放送局『草加元気放送局』
111	「癒し」としての自己表現展in草加」実行委員会
112	草加神楽会
113	草加パドラーズ
114	RUN伴+草加実行委員会
115	草加市にみんなの保健室をつくる会
116	江戸の文化歴史を楽しむ会
117	介護者支援の会 草加
118	ジョイフル・ファミリー
119	谷塚駅周辺活性化協議会
120	SOKA * MAMA
121	NPO法人ワークスコレクティブひまわり「ひまわり健康ウォーキング教室」
122	T-Project
123	こども応援団マイカ
124	草加市LGBT+カフェ
125	認知症サポーター 草加 柿とロバの会
126	まつぼっくりの会
127	ママ防災

みんなでまちづくり自治基本条例に基づく市の取組

第11条(市の責務)第3項		
計画名	策定時期	所管課・室名
第四次草加市総合振興計画基本構想・第一期基本計画	平成27年9月	総合政策課
草加市人口ビジョン・草加市版総合戦略	平成28年3月	総合政策課
草加市地域経営指針(version.2)	平成28年3月	総合政策課
草加市男女共同参画プラン2016	平成28年3月	人権共生課
草加市人権施策推進基本方針	平成28年4月	人権共生課
草加市危機管理計画	平成16年9月策定	危機管理課
草加市地域防災計画(震災対策編)	平成24年1月改定	危機管理課
草加市地域防災計画(風水害対策編)(事故対策編)	平成26年3月改定	危機管理課
草加市地域防災計画(震災対策編)	平成29年3月改定	危機管理課
国民保護に関する草加市計画	平成19年2月策定	危機管理課
職員定員管理方針	平成29年3月	庶務課
第二次草加市観光基本計画	平成28年3月	文化観光課
草加市スポーツ推進基本方針	平成28年3月	スポーツ振興課
草加市スポーツ施設整備計画	平成29年6月	スポーツ振興課
草加市民生委員・児童委員活動ガイドライン	平成30年1月	福祉政策課
草加市地域福祉推進基本方針	平成30年6月	福祉政策課
そうか みんなで 健康づくり計画	平成27年3月	健康づくり課
第二次草加市環境基本計画	平成28年3月	環境課
草加市景観計画	平成20年3月	都市計画課
まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035	平成29年4月改定	都市計画課
新田駅西口地区土地区画整理事業事業計画	平成23年3月事業認可	新田駅周辺土地区画整理事務所
新田駅東口地区土地区画整理事業事業計画	平成26年3月事業認可	新田駅周辺土地区画整理事務所
草加市みどりの基本計画(改定版)	平成29年4月	みどり公園課
第三次草加市生涯学習基本計画	平成29年6月策定	生涯学習課
国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画	平成29年3月策定	生涯学習課

第11条(市の責務)第4項		
事業名	策定・実施時期(期間)	所管課・室名
市制60周年記念事業	平成30年4月～平成31年3月	総合政策課
草加駅周辺市街地活性化事業	平成27年度～	産業振興課
観光推進事業	通年	文化観光課
スポーツ健康づくり推進事業	平成15年度～	スポーツ振興課
地域福祉活動推進事業	通年	福祉政策課
社会福祉法人運営事業	通年	福祉政策課
生活支援体制整備事業	平成28年度～	長寿支援課
幼稚園預かり保育推進事業	平成19年度～平成29年度	保育課
幼稚園就労支援預かり保育事業	平成30年度～	保育課
民間保育推進事業	通年	保育課
保育ステーション事業	通年	保育課
ファミリー・サポート・センター事業	通年	保育課
クリーンふるさと運動推進事業	平成元年度～	廃棄物資源課
今様・草加宿景観形成事業	平成17年度～	都市計画課
谷塚駅西口地区市街地整備事業	平成18年度～	都市計画課

第17条(評価の実施)		
対象事業名	実施時期(期間・頻度)	所管課・室名
庁内調査	年1回	総合政策課
庁内調査	年1回	総合政策課
草加市地域経営委員会への意見聴取	通年	総合政策課
庁内調査	5月頃、年2回	人権共生課
審議会調査	2月頃、年1回	人権共生課
草加市地域福祉連絡協議会	年1回	福祉政策課

第18条(人材の育成)	
学習機会名	所管課・室名
男女共同参画フォーラム	人権共生課
男女共同参画セミナー	人権共生課
まちづくり講座	みんなでまちづくり課
パソコン教室	みんなでまちづくり課
一本棒・バッテン棒体操リーダー養成講座	スポーツ振興課
ラジオ体操指導員養成講習会	スポーツ振興課
地域福祉講座	福祉政策課
SOSゲーム	福祉政策課
虎の巻講座	長寿支援課
障害者差別解消法講座	障がい福祉課
勤労青少年ホーム講座	子ども育成課
青少年交流センター講座	子ども育成課
子どもにやさしいまちづくりフォーラム(講演会)	子育て支援課
子育て支援講座	子育て支援センター
そうか生きもの調査会	環境課
環境講演会	環境課
ごみ減量説明会・エコ工作教室等講座	廃棄物資源課
草加市安全安心アカデミー	くらし安全課
安全安心ボランティア「そうかまち見守り隊」登録・更新講習	くらし安全課
消費生活講座	くらし安全課
労働セミナー	くらし安全課
就職支援セミナー	くらし安全課
職業相談・就職支援セミナー	くらし安全課
マンションライフセミナー	都市計画課
マンション情報ネット	都市計画課
市役所出前講座(都市計画マスタープラン)	都市計画課
市役所出前講座(みどりの基本計画について)	みどり公園課
公民館各種講座	各公民館・文化センター(生涯学習課)

第18条(人材の育成)	
学習機会名	所管課・室名
生涯学習体験講座	生涯学習課
そうか市民大学	生涯学習課
獨協大学オープンカレッジ	生涯学習課
上野学園大学短期大学部公開講座	生涯学習課
甲種防火管理者資格取得講習会	草加八潮消防組合
普通救命講習	草加八潮消防組合
上級救命講習	草加八潮消防組合
救護訓練(AED含む)	草加八潮消防組合
防災講演会	危機管理課
自主防災リーダー養成講座	危機管理課
市政移動教室	広聴相談課
地区まちづくり推進事業	みんなでまちづくり課
町会・自治会活動促進事業	みんなでまちづくり課
市民活動促進事業	みんなでまちづくり課
ふるさとにぎわい創造事業	みんなでまちづくり課
商店街元気倍増事業	産業振興課
プレジャンプ教室	長寿支援課
ジャンプ教室	長寿支援課
放課後子ども教室推進事業	子ども育成課
環境施策推進事業	環境課
廃棄物減量化推進事業	廃棄物資源課
生活安全推進事業	くらし安全課
消費生活講座	くらし安全課
今様・草加宿景観形成事業	都市計画課
マンションライフセミナー	都市計画課
マンション情報ネット	都市計画課
谷塚駅西口地区市街地整備事業	都市計画課
火災予防推進事業	草加八潮消防組合
火災予防推進事業	草加八潮消防組合

第19条(組織づくり)	
組織名	所管課・室名
NPO法人Living in Japan	人権共生課
草加にほんごの会	人権共生課
ことばの国際交流サークル	人権共生課
平和ネットワーク草加	人権共生課
部落解放同盟埼玉県連合会草加支部	人権共生課
避難所運営協議会	危機管理課
草加市自主防災組織	危機管理課
自治協力団体(町会・自治会)	みんなでまちづくり課
認可地縁団体	みんなでまちづくり課
地区まちづくり団体	みんなでまちづくり課
草加ふささら祭り実行委員会	みんなでまちづくり課
草加市民納涼大花火大会実行委員会	みんなでまちづくり課
草加宿場まつり実行委員会	みんなでまちづくり課
草加駅前よさこいサンバフェスティバル実行委員会	みんなでまちづくり課
埼玉県東部都市商工行政連絡協議会	産業振興課
草加市地場産業振興協議会	産業振興課
草加せんべい振興協議会	産業振興課
東南部地区農地事務連絡協議会	産業振興課
草加市農業振興協議会	産業振興課
営農者懇談会	産業振興課
草加市稲作経営研究部会	産業振興課
草加市あやめ会	産業振興課
草加市そ菜研究部会	産業振興課
草加市花き研究部会	産業振興課
草加市観光協会	文化観光課
特定非営利活動法人 今様草加宿	文化観光課
草加市国際交流協会	文化観光課
草加宿神明庵運営協議会	文化観光課
なかね和舟の会	文化観光課

第19条(組織づくり)	
組織名	所管課・室名
スポーツ推進委員協議会	スポーツ振興課
草加松原太鼓橋ロードレース大会実行委員会	スポーツ振興課
草加市社会体育団体補助金	スポーツ振興課
草加市健康づくり推進団体等補助金	スポーツ振興課
草加市高齢者健康づくり協働支援事業助成金	スポーツ振興課
草加市ジャンプ教室実施団体	長寿支援課
草加市ボーイ・ガールスカウト連絡協議会	子ども育成課
草加市青少年相談員協議会	子ども育成課
草加市子ども会育成者連絡協議会	子ども育成課
草加市青少年健全育成市民会議	子ども育成課
草加市青少年育成推進委員会	子ども育成課
NPO法人冒険あそび場ネットワーク草加	子ども育成課
子どもフェスティバル実行委員会	子ども育成課
草加環境推進協議会	環境課
そうか生きもの調査運営委員会	環境課
クリーンふるさと推進協議会	廃棄物資源課
自主防犯団体(町会・自治会・PTA他)	くらし安全課
防犯情報通報ネット「そうかまち見守り隊」	くらし安全課
消費者団体	くらし安全課
そうか環境とくらしフェア実行委員会	環境課・くらし安全課
谷塚駅西口地区まちづくり協議会	都市計画課
都市公園等管理者	みどり公園課
緑化推進団体	みどり公園課

第20条(基金などの設置)	
助成事業名	所管課・室名
ふるさとまちづくり応援基金	みんなでまちづくり課

第21条(拠点・ネットワークづくり)	
拠点・ネットワーク名	所管課・室名
国際相談コーナー	人権共生課
男女共同参画さわやかサロン	人権共生課
市民活動センター	みんなでまちづくり課
コミュニティセンター	みんなでまちづくり課
町会連合会	みんなでまちづくり課
コミュニティ協議会	みんなでまちづくり課
協働のひろば	みんなでまちづくり課
物産・観光情報センター	産業振興課
伝統産業展示室	産業振興課
生活支援体制整備事業	長寿支援課
勤労青少年ホーム	子ども育成課
青少年交流センター	子ども育成課
親子のひろばのび〜すく旭町	子ども育成課
親子のひろばのび〜すく青柳	子ども育成課
草加市つどいの広場きらりん	子ども育成課
つどいの広場ばぶハウス	子ども育成課
子育て広場トットちゃん	子ども育成課
乳幼児サロンおもちゃばこ	子ども育成課
つどいの広場おひさま	子ども育成課
ママサロンもくば	子ども育成課
つどいの広場ろけっと	子育て支援センター
きたうら保育園地域子育て支援センター	保育課
あずま保育園地域子育て支援センター	保育課
草加市保育ステーション	保育課
草加市ファミリー・サポート・センター	保育課
クリーンふるさと推進協議会	廃棄物資源課
勤労福祉会館(消費生活センター)	くらし安全課
リサイクルセンター	廃棄物資源課
野焼きパトロール	草加八潮消防組合
河川パトロール	草加八潮消防組合

第22条(まちづくり支援団体)		
支援団体名	所管課・室名	
草加市国際交流協会	文化観光課	
草加市社会福祉協議会	福祉政策課	
第23条(まちづくりの相談)		
提案等への対応方法		所管課・室名
案件に応じて、提案者・提案団体と協議しながら両者の役割や実施方法を検討していく		総合政策課
「市長へのEメール」「市長への手紙」等により市民の皆さまからの相談、提言、要望等を受け、責任をもって対応するとともに、実現が可能なものは関係各課と協議し、その実現に向け努力している		広聴相談課
訓練反省会等により、避難所運営委員会及び市民の皆様からの防災・避難所運営等に関する相談、提言、要望等を受け、責任をもって対応するとともに、実現が可能なものは関係各課と協議し、その実現に向け努力している		危機管理課
協働のあり方[指針]中の協働の進め方に基づき、提案団体等と提案事項の実施の可否及び実施可能な場合は、その進め方等について協議・調整を行いながら進める		廃棄物資源課
技術的な可能性が十分あること、及び負担の面で権利者と市のバランスがとれていて、多くの地権者の合意と多くの市民から納得を頂ける計画となるよう、事業手法の選択も含めて慎重な調整を行う		都市計画課
第24条(まちづくり活動の登録など)		
登録・認定等の名称	登録・認定要件	所管課・室名
まちづくり登録員	個人または3人以上で構成する団体で、政治的・宗教的、営利・私的な利益、その他公序良俗に反する目的としないもの	みんなでまちづくり課
第25条(まちづくり計画の提案)		
計画名	計画の提案	所管課・室名
まちづくり計画	まちづくり登録員は、みんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができる	みんなでまちづくり課
第26条(みんなでまちづくり会議)		
会議	役割	所管課・室名
みんなでまちづくり会議	・まちづくり計画の提案 ・パートナーシップによるまちづくりの政策提案 ・条例の運用・監視、調査、研究	みんなでまちづくり課



草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会

草加市自治文化部みんなでまちづくり課

